イ　農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日は算入しない。）

6　（略）

第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

１　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

⑴　都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量を、令和３年（2021年）から令和５年（2023年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量（以下「算出配分量」という。）を算出する。

⑵　国の留保及び国の留保からの配分

①　基本

国の留保は、漁獲可能量の超過リスク等を考慮して定めるものとし、農林水産大臣が必要と認める場合に各都道府県及び大臣管理区分に配分する。

②　大臣管理区分

大臣管理区分においては、農林水産大臣が必要と認める場合に、⑴に基づき算出した当該大臣管理区分の算出配分量の一部を当該大臣管理区分、数量を明示した都道府県又は当該大臣管理区分以外の大臣管理区分に追加配分するためのものとして国の留保に繰り入れておくことができるものとする。

③　都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過

３に基づき生じた数量は国の留保に繰り入れるものとし、当該数量を配分する際には、都道府県を優先するものとする。

（削る）

２　（略）

３　都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了後１月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合又は当該水産資源に係る漁業の経営その他の事情に鑑みて一括で差し引くことが適切ではないと農林水産大臣が特に認める場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

5　（略）

第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

１　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

⑴　都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量を、令和３年（2021年）から令和５年（2023年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

⑵　国の留保

国の留保は、年ごとの漁場形成の変動や想定外の来遊の可能性等を勘案して定めるものとする。

⑶　漁獲割当てによる管理を行う都道府県及び大臣管理区分への上乗せ配分

一定の漁獲可能量を船舶ごとに割り当てることにより資源管理の実効性を担保しつつ計画的な操業を可能とする漁獲割当ての利点を損なわないようにするため、都道府県のうち漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分及び漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分については、当初の配分において、次の①に掲げる都道府県又は②に掲げる大臣管理区分に対して、国の留保をそれぞれ当該①又は②に定める比率を用いて比例配分することにより算出した数量の50パーセントを、それぞれ上乗せして配分する。この場合において、上乗せして配分した大臣管理区分については、４の国の留保からの配分は、行わない。なお、令和７管理年度から令和９管理年度においては、本規定は適用しない。

①　漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分を定めた都道府県　⑴の比率に、都道府県別漁獲可能量から漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分に対して知事管理漁獲可能量を配分する際に用いる比率を乗じて得た比率

②　漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分　⑴の比率

２　（略）

３　都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了後１月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。